

掛川市街なか空き店舗活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街なかの空き店舗を有効活用し、空き家及び空き店舗の増加の抑制並びに商業の振興を図るため、起業を目指す者等が試験的に営業するためのチャレンジベースの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「街なか」とは、城下町風街づくり地区計画における城下町風街づくり重点地区及び商業・業務地区をいう。

2 この要綱において「チャレンジベース」とは、起業を目指す者等が試験的に営業するための店舗をいう。

3 この要綱において「学生等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校及び専修学校に在学する者をいう。

(チャレンジベースの設置)

第3条 市長は、街なかの空き店舗を借り上げ、チャレンジベースを設置する。

2 チャレンジベースの賃料は、別に定める。

(対象者)

第4条 チャレンジベースを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

(1) 市内で起業又は出店を目指す者

(2) 学生等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部の生徒にあっては、学校長から許可を得たものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、チャレンジベースを使用することができない。

(1) 市税を完納していない者（法人格のない団体にあっては、代表者が市税を完納していない者）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない者

(対象業種)

第5条 チャレンジベースにおいて、使用対象となる業種は、店舗において商品の販売又は飲食若しくはサービスを提供するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する営業を行おうとする場合は、チャレンジベースを使用することができない。

- (1) 店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (4) 夜間のみの営業を行うもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長がチャレンジベースの出店者として適当と認めないもの
(使用の申請)

第6条 チャレンジベースの使用を希望する者は、掛川市街なか空き店舗活用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 提出書類 各1部 （意見の聴取等）
 - ア 事業計画書（様式第1号別紙）
 - イ 収支予算書（様式第2号）
 - ウ 誓約書（様式第3号）
 - エ 住民票（申請者が個人である場合に限る。）
 - オ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
 - カ 学校長からの許可書（申請者が学生等である場合に限る。）
 - キ 保護者の同意書（申請者が未成年者である場合に限る。）
 - ク その他必要な書類

- (2) 提出期限 市が定める募集期限まで
(使用者の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チャレンジベースの使用者（以下「使用者」という。）を決定する。

2 市長は、前項の規定により使用者を決定したときは、当該使用者に対しては掛川市街なか空き店舗活用事業使用承認書（様式第4号。以下「使用承認書」という。）により通知し、使用者以外の申請者に対しては掛川市街なか空き店舗活用事業使用不承認通知書（様式第5号）により通知

する。

- 3 前項の規定による使用承認を受けた使用者は、チャレンジベースの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用する場合、使用承認書を携帯していなければならない。次条第2項において、事業計画の変更を許可された場合も同様とする。

（事業の変更等）

第8条 使用者は、事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、掛川市街なか空き店舗活用事業計画変更（中止）承認申請書（様式第6号）に事業計画書（第1号様式別紙）その他必要な書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を承認するときは、当該使用者に掛川市街なか空き店舗活用事業計画変更（中止）承認書（様式第7号）により通知する。

（使用日数）

第9条 使用者は、最長180日、チャレンジベースを使用することができる。ただし、使用者の申請により市長が必要と認めたときは、チャレンジベースの使用日数を増減することができる。

（使用時間）

第10条 チャレンジベースの使用時間は、午前6時から午後10時までの間とする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

（事業収益の取扱い）

第11条 チャレンジベースの使用により発生した収益及び損失は、使用者に帰属する。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等及び商品を使用者の責任において管理すること。
- (2) 使用期間中あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全措置を講ずること。
- (3) 許認可が必要な業種で使用する場合、事業開始までに必要な許認可を取得すること。
- (4) 施設等をき損するおそれのある行為をせず、及びさせないこと。
- (5) チャレンジベース内で喫煙せず、及びさせないこと。
- (6) チャレンジベースにおける風紀及び秩序を乱さないこと。
- (7) 使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復し、市長の点検を受けること。

（破損又は汚損の届出）

第13条 使用者は、施設等を破損し、又は汚損したときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第14条 市長は、次に掲げる場合は、使用者に対し損害賠償を請求することができる。

- (1) 使用者が故意に施設等を破損し、又は汚損させた場合
- (2) 使用者が施設等を著しく破損し、又は汚損させ、損害賠償の請求が相当であると市長が認めた場合

(実績報告)

第15条 使用者は、チャレンジベースの使用終了後20日以内に、使用期間中の実績について掛川市街なか空き店舗活用事業実績報告書(様式第8号)に事業実績書(様式第8号別紙)、収支報告書(様式第2号)及びその他必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 使用者は、掛川市街なか空き店舗活用事業の経理に係る帳簿等を作成し、他の事業と区分して収支を記録するとともに、この事業の収支に関する書類等を整理し、使用期間が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(使用終了後の努力義務)

第17条 使用者は、チャレンジベースの使用終了後、掛川市街なか空き店舗活用事業に関する事業の成果について、今後の事業に活かすよう努めなければならない。

(使用の取消し)

第18条 市長は、使用者が次のいずれかに該当したときは、第7条第2項の規定による使用承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申請書等に記載された事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、使用者が使用を開始した日の属する年度の翌年度以降においてこの事業を終了する場合は、第7条第2項の規定による使用承認を取り消すことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

掛川市街なか空き店舗活用事業使用申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり使用したいので関係書類を添えて申請します。なお、本申請に当たり市税の納税状況について調査されることに同意します。

店 舗 名	
出 店 の 動 機 等	別紙のとおり
使 用 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第1号別紙）
- 2 収支予算書（様式第2号）
- 3 誓約書（様式第3号）
- 4 住民票（申請者が個人である場合に限る。）
- 5 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
- 6 学校長からの許可書（申請者が高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒である場合に限る。）
- 7 保護者の同意書（申請者が未成年者である場合に限る。）
- 8 その他必要な書類

事業計画書

店 舗 名	
責 任 者 氏 名	
責 任 者 連 絡 先	
営 業 時 間	
定 休 日	
要 員 計 画	
出 店 の 動 機	
事 業 の 内 容	
事 業 の 特 色	
想 定 す る 客 層	
チャレンジベース 使用終了後の予定	

(注)

- 1 取扱商品の写真、カタログ等がある場合は添付してください。
- 2 提出していただいた資料は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

収支予算書（収支報告書）

収支計画

		金 額	備 考
売 上 高 ①		万円	
売上原価（仕入高）②		万円	
経 費	人 件 費 （ 注 ）	万円	
	水 道 光 熱 費	万円	
	そ の 他	万円	
	合 計 ③	万円	
利 益 ① - ② - ③		万円	

誓 約 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所（法人にあっては、その）
主たる事務所の所在地
申請者

氏 名（法人にあっては、その）
名称及び代表者の氏名

電話番号

チャレンジベースの使用に当たり、関係法令及び掛川市街なか空き店舗活用事業実施要綱を遵守するとともに、許認可が必要な業種で使用する場合には、開始までに必要な許認可を得ることを誓約します。

店 舗 名	
必 要 な 許 認 可	

（注）

- 1 取得済みの許認可があれば、その写しを添付してください。未取得の許認可については、取得後速やかに、その写しを提出してください。

様式第4号（第7条関係）

掛川市街なか空き店舗活用事業使用承認書

第 号
年 月 日

様

掛川市長

年 月 日付けで申請のあった掛川市街なか空き店舗活用事業について、次のとおり承認したので、掛川市街なか空き店舗活用事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

店 舗 名	
出 店 内 容	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
使 用 条 件	

様式第5号（第7条関係）

掛川市街なか空き店舗活用事業使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長

年 月 日付けで申請のあった掛川市街なか空き店舗活用事業について、次の理由により不承認となりましたので、掛川市街なか空き店舗活用事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

審 査 結 果	
---------	--

様式第6号（第8条関係）

掛川市街なか空き店舗活用事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号により使用承認を受けた掛川市街なか空き店舗活用事業の計画を変更したいので、掛川市街なか空き店舗活用事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

店 舗 名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
変 更（ 中 止 ） の 理 由	
変 更 の 内 容	
添 付 書 類	(1) 事業計画書（様式第1号別紙） (2) その他必要な書類

様式第7号（第8条関係）

掛川市街なか空き店舗活用事業計画変更（中止）承認書

第 号
年 月 日

様

掛川市長

年 月 日付けで申請のあった掛川市街なか空き店舗活用事業の計画変更について、次のとおり承認したので、掛川市街なか空き店舗活用事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

店 舗 名	
変 更 内 容	
特 記 事 項	

掛川市街なか空き店舗活用事業実績報告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で使用承認を受けた掛川市街なか空き店舗活用事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

店 舗 名	
事 業 の 成 果	
来 客 者 数	人
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第8号別紙）
- 2 収支予算書（様式第2号）
- 3 その他必要な書類

事業実績書

店 舗 名	
責 任 者 氏 名	
責 任 者 連 絡 先	
営 業 時 間	
定 休 日	
事 業 の 内 容	
事 業 の 特 色	
来 客 の 反 応	
チャレンジベース 出店終了後の予定	

(注)

- 1 店舗の様子、取扱商品の写真を添付してください。
- 2 提出していただいた資料は返却できませんので、あらかじめご了承ください。